

栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会 会議録

令和8年4月23日 午前9時30分開会

1、出席議員は次のとおりである。

委員長	齊	藤	義	崇	君
副委員長	堀		文	彦	君
2 番	置	田	武	司	君
3 番	重	山	雅	世	君
4 番	大	櫛	則	俊	君
6 番	鈴	木	千	逸	君
7 番	佐	藤	則	男	君
8 番	齊	藤	隆	浩	君
9 番	端		師	孝	君
10 番	藤	本	光	行	君
議長	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局 長	中	野	真	里
事務局 主査	武	田	憲	尚

○委員長（齊藤義崇君） 委員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり、定足数に達していますので、ただいまから、栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○委員長（齊藤義崇君） 日程1、会期についてお諮りをいたします。

会期については本日1日といたしたいと考えますが、御異議ございませんか。

〔「意義なし」という人あり〕

御異議がないようなので本日の会期は1日と決定いたしました。

○委員長（齊藤義崇君） 日程第2、議員の報酬に関する調査に入ります。

○委員長（齊藤義崇君） 本特別委員会、において、議員の報酬に関しては、12月の定例会議の最終日に中間報告を行い、その内容のとおり、議長から町長へ、栗山町特別職報酬等審議会へ意見を求める依頼をしておりました。その結果が町長へ報告され、4月の1日に町長から議長へ渡されましたので、その内容について、事務局長から朗読をもって説明をいたさせます。

○事務局長（中野真里君） 委員長事務局長。

○委員長（齊藤義崇君） 事務局長。

○事務局長（中野真里君） 皆様の御手元に参考までにとということで、報酬の特別委員会の中間報告、それから、議会から町長へ、審議会へ意見を求める御依頼文書そのあと、答申書ということで、3種類、資料を入れさせていただいてございます。

本日は、特別職、報酬等審議会のほうから町長への回答を読み上げさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

答申書1枚目めぐりますと、まず諮問の概要ということで議会改正案、私どもが御提案させていただきますのでございます報酬額、それから改定時期が記載をさせていただきます。

次のページをお開き頂きますして、審議の経過から読み上げさせていただきます。

審議に当たっては、令和8年1月21日、同年2月17日及び同月26日付け文書会議、同年3月17日付け文書会議の計4回の審議会を開催し、諮問書、各種資料、議会議長から町長あて、議会議員の報酬括弧議会案についての依頼書、議会議員報酬改正の経過と参考資料、北海道内町村議員報酬ランキング、役職比率一覧。一般会議における意見、議会報告会における意見、パブリックコメント結果、空知管内議員報酬額、空知管内議員報酬額等一覧類似団体議員報酬額等一覧、政務活動費実績一覧についての内容を把握し、また、栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会委員長齊藤義崇氏より報酬改正案に係る経過等についての説明を受け、さらに、栗山町議会の議会改革の取組等を踏まえ、町議会議員の職責にふさわしい報酬の在り方について、各委員がそれぞれの立場から、また公平公正な観点から慎重かつ率直に議論を行った。

3、答申の内容、議長副議長、委員長、議員の報酬額について、その職務と職責に応じた額とするため、全国町村議会議長会より示された令和4年版原価方式をもとに算出された議会改正案の考え方に対し、増額幅が非常に大きいことなどを理由に、町民の中には根強い

反対論があること。段階的に増額する手法をとらなかったこと。議員活動の内容が町民には分かりづらいことなど、様々な意見もあった。一方で、地方分権が進み、議会の果たすべき役割と責任が増す中、全国的な傾向でもある議員の成り手不足は本町においても懸念されているところである。多様化する住民の意見を集約し、偏りなく行政に反映させるため、議員の資質向上、優秀な人材の確保を目指した積極的な議員活動が求められていると同時に、若い世代が議会に参画し、次世代の担い手が安心して議員として活動できる環境が必要であり、これにふさわしい報酬額とする必要もあることなど、総合的に勘案した中で、議会改正案のとおり、改定が適当と判断した

4、付帯意見今回の諮問に対する審議結果は前日のとおりであるが、改定に向けては、以下の項目について、議会の真摯な対応を求める意見を付す。

(1) 町民へのさらなる説明について、議会報酬額の原案決定後、町内各種団体との意見交換会及び議会報告会の開催、さらにパブリックコメントの実施など、町民の意見を聴取する機会を設けてきたことは評価するが、改定後の報酬月額が道内最高額になることなどを理由に、いまだ町民の間には根強い反対意見が残っている現状を真摯に受け止めること。改定の妥当性について、これまで以上に丁寧かつ十分な説明責任を果たし、町民の理解を得るための施策をさらに講じるべきである。

(2) 議会白書の作成及び公表について、若年層、女性、民間企業勤務者など多様な背景を持つ人材が、議員を志せる環境を整備するため、議会は自らの役割と意義を広く周知しなければならない。議会及び議員の活動実態をより一層見える化するための議会白書を定期的に作成、公表することを強く求める。活動実績を客観的なデータとして、可視化することで、議会の透明性を高めるだけでなく、報酬に見合った活動を行われていることを実証するものであり、町民の信頼と議会への参画意識の醸成に資するものとする。

(3) 議員の各種イベントの参加促進について、町内で開催される各種イベントに議員が積極的に参加することは、議員にとっても住民にとっても多くのメリットがあるものとする。町民と一緒に汗を流し、物事を成し遂げることは、地域コミュニティの活性化や住民との信頼関係を構築するにとどまらず、現場課題や住民ニーズの正確な把握による政策提言や議会及び議員活動に対しても有益な情報をもたらすものであり、積極的に参加すべきである。

次のページになりまして、(4) 政務活動費の積極的な活用について、政務活動費は、議会議員が調査研究や政策立案を行うための貴重な財源であり、質の高い政策を実現するためにも、必要不可欠なものとする。令和5年度及び令和6年度の執行状況は、各議員でばらつきがあるものの、平均50%程度となっている。政務活動費を単なる事務経費の補填ではなく、政策をアップデートするための研究開発費として定義し、積極的に活用すべきである。以上が、栗山町特別職報酬等審議会からの意見でございます。私からの説明は以上で終わらせていただきます。

○委員長(齊藤義崇君) ただいま事務局長から説明があったとおり、栗山町特別職報酬等

審議会からは、総合的に勘案した中で、議会改革案のとおり改定が適当という意見が出されております。また、附帯意見として4点の意見が付されております。本日はこれを踏まえて、皆さんからの意見を集約していきたいと考えておりますけれども御異議ございませんか。

〔「意義なし」という人あり〕

それでは御異議がないようですのでそれぞれ発言があれば挙手にて意見を伺いたと思います。

○委員（堀文彦君） 委員長堀。

○委員長（齊藤義崇君） 堀委員。

○委員（堀文彦君） まず、長い期間をかけて報酬等審議会に御協力頂いた方に敬意を表したいと思います。答申の内容、議会案ということで受入れられたんですけれども附帯意見のところについては、まず町民の聴取する機会を設けてきたことを評価頂いてはいますが、今後の説明も丁寧に行っていくということはこれはやっていかなきゃいけないことだと思っております。

それから議会白書の作成についても同様に私は取り組むべきものだと考えております。

（3）番イベントの参加、町民と近い位置での情報共有、これも必要な件。

また、政務活動費の部分を挙げられておりますけれども、やはりここをですね、50%の執行率というところは上げていかなければいけないのかなというふうに考えております。より情報を取りに行つてですね、議員の個々の資質を上げていく、取組をなすべきと受け止めました。私はそのように感じております。以上です。

○委員長（齊藤義崇君） そのほか、いかがですか。

○委員（鈴木千逸君） 委員長6番鈴木。

○委員長（齊藤義崇君） 鈴木委員。

○委員（鈴木千逸君） 4点の貴重な附帯意見、それぞれ我々、胸に刻んでですね、今後活動する必要があるなというふうに思います。わけても、説明責任の部分については以前からですねうちの議長も仰つており、議員の宿命的部分であります。なかなか苦手とする方も多いのかもしれませんがただ、やはり町民に対してきちっとした説明責任を果たせないと、議員としてどうなんかなというようにも言われかねませんので、そこにつきましては、とりわけ注意が必要なのかなというふうに思いますし、きちんとした対応が必要なのかなと思います。それと、2番目の議会白書の作成及び公表について、これは議会のほうで議会白書というのは取り組むということになりましたので、それはこれからまたブラッシュアップしてやっていけばいいのかなというふうに思いますが、私感じるころはですね町民の皆さんの中で、議員って何やっているのだろう、どんな仕事しているのだろうという声、先日モニター会議がございましたけれども、モニターさんの中にも議員が何やっているのかよく分からんぞというふうなところの声がありました。一つ、これは今後の判断を待たなきゃならないところですけども、SNSですとか、より町民に身近な部分で

委員会が何やってどんな答えが出たとか議員が何やってどんな答えを出したとかって言ったところを出していく必要があるのではないのかなというふうに思います。

それから、3番目の各種イベントの参加について、これも各議員が自助努力で極力、参加をするというふうなところが求められるなというふうに思います。それと4番目、今回政務活動費の執行率50%、平均50%だというふうなことで、町民の方からか、こういった意見を頂いたわけですがけれどもこれについても要はですね、お金をかけなくても勉強はできるというふうな意見もあったように記憶していますけれども、それはそれでやっていただいてその上でお金をかけて勉強する、しなければ分からないところってたくさんあると思います。私2期目でございますけれども、1期目のときは本当にやっぱりいろいろ行って、先輩方からの意見も聞いてというところはありましたけれども、そういった研修活動で覚えた、身につけた、というふうな部分が数多くありますんで、これ、特に、やはり、今、少ない方についてはぜひともその勉強の場、研究の場を求めていって、執行率100%を超えるような形でやっていただきたいなというふうに思います。私のほうからの意見といたしますか思うところは以上でございます。

○委員長（齊藤義崇君） はい。そのほか御意見ございますか。

○委員（端師孝君） 委員長端

○委員長（齊藤義崇君） 端委員。

○委員（端師孝君） 今回ですね、附帯意見として、町民から求められていることということで、この先まとめていく中で付していくということですかね、というのは、必要なことかなと、1234、4点に関して、そういった求められていることがあるということで、それは加えてですね、それ以外に、今までも議会が進めてきた議会改革によってこれからやろうとしていることも加えていったほうがいいのかと、この4点にプラスしてこれからやっていくこと。

例えば議員活動や議会活動の評価ですね評価と検証というところだったり、あとは議会報告会の町民から頂いた意見の後追いをするというのも、これからやっていくこととなのでそういうことを含めて、意見に対して議会がやっていくことをまとめたほうがいいのかなと思いました。

4点目、ただ4点目のところですが、政務活動費ですね、僕は議員に入ったときからですね政務活動費は研修にしか使えないのかなという印象を持ってですね、例えば個人の資質、例えば、ビジネスマナーが足りてないならビジネスマナーを学ぶ研修に使えるのかなと思いきやそうでもない。附帯意見の中に、事務経費と思われている町民がまだ多いのかなあとということなので、ということは、議会の広報が足りていないのかなというところなので、政務活動費のところまとめるときにですね、広報の充実、広報の強化を加えていったほうがいいのかと考えました。以上です。

○委員長（齊藤義崇君） そのほか御意見ございませんか。

○委員（藤本光行君） 委員長藤本。

○委員長（齊藤義崇君） 藤本委員。

○委員（藤本光行君） まず、審議会の皆さんには大変御苦労頂いて、本当にありがたいことだと思って感謝を申し上げたいと思います。長い間特別委員会をやってきて、いろんな段階を踏みながら、今現在地まで来たなあという感じがしています。

我々の原案として、増額をすると報酬を増額するという原案をつくり上げて、そして基本条例に基づいてですね、審議会に諮問をして結果を頂いたと。結果については今読み上げられたとおり我々のつくり上げた原案どおり決定していいですよというまず主文があって、これをもって我々もこれから先へ進んでですね、条例の改正案を提出できるのかなというふうに思っています。

またそのときに今委員長もおっしゃったとおりですね、当然委員会報告というのがあって、委員会報告には当然、原案どおりいきますよってということが書かれてその後に、まとめというところにいろんなことが書かれるための、今回、特別委員会での意見聴取かなというふうに思っています。

いろいろ今同僚議員から話があったとおりですね、審議会からは一応、原案どおりでいいですよってということとともに、附帯意見として4つの意見が付されているということでもありますので、ぜひまとめの段階に至ってはですね、こういう御意見がありましたと。それを真摯にまず受け止めますと、受け止めた後に、それぞれの、例えば、政務活動費のことなんかはまた別の会で、例えば議会改革推進会議の中で、政務活動費の在り方についてはどうなのかなというのをまた検討しますとか、各種イベントの参加についてね、促進についてはこういう手法をとりますよというその事後のことを頑張って真摯に受け止めた上で、受け止めた上でやりますよということをもとめの中に書いていいと思っています。ただ、その4つのことについて、あともう一つは、我々が報酬を上げるって言ったときにその裏返しとして、こういうこともやっていきますよということが謳っていました。その白書については我々の謳ったこと、答申の中にも書いてあるってことなので当然やっていくべきことなんですけども、もともと我々が報酬を上げたときにはこういうことをやっぱりやっていかなきゃいけないねって言ったことの中には、やはり主権者教育をもうちょっと頑張ってやりますよということ。それとか、もう1回、その報酬を上げたことによる議会費全体の見直しをしますよと、少しは緊縮できるところは頑張ってやりますよってということも、謳った上での諮問をしているということもありますので、今言った答申の中で出てきた4つ、それから我々がもともとやろうとしていたことということも含めて、まとめの中で、これから以後、報酬が上がったときにはこういうふうな対応をしていきたいと、こういう提言があったのでそれについては対応していきたいというまとめをきちっと書いて、そして最終的な条例提案ということにつなげていけばいいのかなというふうに思っています。以上です。

○委員長（齊藤義崇君） そのほかいかがですか。

○委員長（齊藤義崇君） はい。よろしいですか。

○委員長（齊藤義崇君） それでは意見聴取を打ち切ります。

○委員長（齊藤義崇君） ただいま委員の皆さんから頂いた、栗山町特別職報酬等審議会からの附帯意見に対して議会として真摯に対応していくという内容の意見が出されたと考えます。この意見を踏まえまして条例基本条例にも第23条に尊重してまとめていこうと考えます。それでは本日の特別委員会においてですね、議案、議会議案のとおり、議員報酬を改定していくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「意義なし」という人あり〕

御異議がないようなので、議員報酬は、議会案のとおり改定をしていくということに決定いたします。栗山町特別職等報酬審議会から出された附帯意見につきましては本日の委員の皆様の方の立てた意見を踏まえましてまとめてまいりたいと考えます。まとめの原案については、委員長と副委員長において作成し、次回の特別委員会において皆さんにお諮りさせていただきます。今後のスケジュールですけれども、本特別委員会の報告は6月の定例会議で行い、あわせて条例改正案を提出していきたいと考えます。このスケジュールどおり進めていくことで御異議ございませんか。

〔「意義なし」という人あり〕

御異議がないようですのでそのように取り進めてまいります。

次回の特別委員会の日程ですけれども、5月の13日水曜日に開会したいという考えを持っていますが、御異議ございませんか。

〔「意義なし」という人あり〕

御異議がないようですので次回の特別委員会を5月13日に開会いたします。開会の開催の時間については後日御連絡をいたします。

それでは本日の特別委員会はこの程度にとどめて閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「意義なし」という人あり〕

御異議がないようですので、これもちまして閉会をいたします。

閉会 午前9時57分